

京都市行動計画策定に係る基本的な考え方

○中国において鳥インフルエンザA(H7N9)の患者が発生し、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)が、平成25年4月13日に前倒し施行された中、本市としても特措法に基づく市町村行動計画を早急に策定する必要がある。
○このため、現行の「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」をベースとして、京都市行動計画に盛り込むべき論点を明らかにして、有識者会議での意見聴取を行い、策定作業を進めていく。

